

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和 2 年 9 月 4 日

○出席委員

委員長 世古安秀
委員 奥村 敦
委員 浜口一利

副委員長 坂倉広子
委員 戸上 健
委員 坂倉紀男

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・山下市民課長、片岡補佐、寺田係長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 木田 崇
議事総務係長

(午前10時21分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は議案第30号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての1件であります。

これより付託議案の審査に入ります。

議案第30号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○山下市民課長 改めまして、おはようございます。

市民課長の山下です。よろしくお願いします。

議案第30号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について提出させていただきました。

提出議案のほうは12ページ、13ページをご覧ください。

今回の条例改正の提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染しました被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間の延長をいたしたく、本提案とするものでございます。

傷病手当金の支給に係る条例の一部改正につきましては、去る5月1日に議決をいただいたところでございます。このたび国のほうから8月17日付で適用期間の延長通知があったことから、改正をさせていただくものでございます。

新旧対照表の5ページをご覧ください。

傷病手当金の支給適用期間は附則にて定めてございます。現行のほうでは適用期間ですが令和2年の1月1日から下線部分でございます令和2年の9月30日までとさせていただいておりました。今回改正案としまして、令和2年の12月31日まで延長となるものでございます。なお、この適用期間延長に伴いましての予算の計上のほうはございませんので、ご了承いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第30号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、審査を終わります。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議をしたい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 討議もないようですので、採決に移ります。

これより議案を採決します。

お諮りします。

議案第30号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案どおり可決するこ

とに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第30号については原案どおり可決することに決定しました。

当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましてはご一任を願います。

これをもちまして総務民生常任委員会を散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時26分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年9月4日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀